

横浜市にお住まいの保護者の皆様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

## 令和2年4月分・5月分の利用料（保育料）について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和2年4月8日付「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の利用について」等でお知らせしておりました「登園をしなかった場合の利用料（保育料）」について、取扱いをお知らせします。

すでにお支払いいただいた4月分の利用料（保育料）については、登園日数に応じた変更後の利用料（保育料）との差額を還付しますが、還付手続きに相当の期間を要するため10月末を予定しています。5月分の利用料（保育料）については、登園日数に関わらず徴収（口座振替等）を延期します。

## 1 対象児童

「2 対象施設」の0～2歳児クラスに「3 対象期間」中に在籍した児童。

## 2 対象施設

認可保育所

## 3 対象期間

4月8日（水）～5月31日（日）

- ※ 令和2年4月8日付の通知では、対象期間を4月8日（水）～5月6日（水）としておりましたが、登園自粛要請期間の延長に伴い、終了日を5月31日（日）に変更します。
- ※ 終了日は、緊急事態宣言や今後の感染拡大の状況等を踏まえ、再度変更する場合があります。その場合は、改めてお知らせします。
- ※ 4月7日以前の利用料（保育料）については還付の対象とならないため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の利用料（保育料）が発生します。

## 4 還付時期

対象月	還付時期
4月分	10月末口座振込予定

※ 徴収延期となる5月分の利用料（保育料）については、変更後の利用料（保育料）を、11月分とあわせて徴収します。

## 5 保護者の皆様が行う手続

- ・登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続きはありません。
- ・9月下旬に市から「還付通知書」を送付します。還付通知書に口座の記載がない方は、「口座確認票」の提出が必要となります。

## 6 日割り対応における利用料（保育料）算定の考え方

国の考え方に基づき「変更後の利用料（保育料）」を計算します。

**変更後の利用料（保育料）：通常の利用料（保育料）×実際の登園日数÷25（※）**

<10円未満切り捨て>

※ 国の考え方に基づき、月によらず「25」で計算します。

## (参考)利用料の日割り対応例

前提：通常の利用料を 55,000 円とします。

### <例1> 令和2年4月分

令和2年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			①	②	③	④
5	⑥	⑦	⑧	9	10	11
12	⑬	14	15	⑬	⑮	18
19	20	⑳	22	㉓	24	25
26	㉗	28	29	㉙		

○…登園した日  
◇…登園有無に関わらず利用料の算定対象とする日

可能な限り登園自粛をした場合

登園日数 = 14日

<内訳>

4月1日～7日 … 6日【◇】

(登園の有無に関わらず開所日をカウント。)

4月8日～30日 … 8日【○】

(実際に登園した日数をカウント。)

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 14 \text{ 日} \div 25 = 30,800 \text{ 円}$$

返還額

$$55,000 \text{ 円} - 30,800 \text{ 円} = 24,200 \text{ 円}$$

### <例2> 令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	16
17	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	23
24	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	30
31						

5月8日(金)までは登園自粛していたが、5月11日(月)以降は、月～金曜日の間毎日登園した場合。

登園日数 = 15日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 15 \text{ 日} \div 25 = 33,000 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基つき25で割る。

### <例3> 令和2年5月分

令和2年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	②
3	4	5	6	⑦	⑧	⑨
10	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
17	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
24	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
31						

5月1日(金)のみ登園自粛していたが、5月7日(木)以降は、月～土曜日の間毎日登園した場合。

登園日数 = 22日

変更後の利用料(保育料)

$$55,000 \text{ 円} \times 22 \text{ 日} \div 25 = 48,400 \text{ 円}$$

令和2年5月の開所日数は23日だが、利用料の日割り対応は、国の考え方に基つき25で割る。

※保育所等の開所日：月曜日から土曜日（日曜・祝日・年末年始は閉所）